

総 第 1822 号

令和8年6月24日

琴浦町監査委員 稲田 裕司 様

同 押本 昌幸 様

琴浦町長 福本 まり子

(公 印 省 略)

令和7年度下半期分定期監査報告書における報告事項について(回答)

令和8年5月22日付監第4号で提出を受けました定期監査報告書にて意見等のありました事項については、別紙のとおり対応を検討しています。

指導事項	担当部署	回答(対応方針)
(1) オンラインリクリッドについて	企画政策課	「Liqlid」については、多様な意見の可視化や対話の蓄積に優れたプラットフォームとして導入しています。 ご指摘のとおり、現状の投稿件数については十分に活用されているとは言えない状況であり、これには、住民側におけるユーザー登録の心理的ハードルや、広報活動の不足といった要因があるものと考えています。 令和8年度においては、総合計画の中間見直しや次期地域福祉計画・障がい福祉計画の策定等での活用を予定しており、多くの意見集約を行っていきたいと考えています。 一方、本町のLINE公式アカウントは、多くの町民の皆様にご登録いただいております、スピーディーな情報伝達ツールとして活用しています。 「LINE」では「Liqlid」へのリンクを発信し、より多くの方からの意見提出（回答）を促すほか、政策の深化に向けた議論は「Liqlid」、スピーディーな情報伝達は「LINE」といったそれぞれの特徴・役割の違いを認識しつつ、町民からの意見集約の方法については今後も研究して参ります。
(2) 司法書士の活用について	税務課 建設住宅課 上下水道課 子育て応援課 福祉あんしん課 すこやか健康課 教育総務課	相続人が多数にわたる事案や、居住地が分散し連絡が困難な事案は、現行の事務体制では調査や交渉に多大な時間を要し、滞納整理の停滞要因となっています。 司法書士の活用につきましては、不動産登記や相続手続の専門家としての強みを活かすことで、滞納整理のさらなる促進に繋がるものと認識しています。まずは、自治体案件に対する委託・連携の可能性など情報収集に努めて参ります。
(3) 職員の懲戒について	総務課（行政総務室）	今回の懲戒処分については、守秘の観点から少人数で対応したことや、相談窓口複数の相談が入ったことなどから、関係者への聞取り・ハラスメント認定・処分検討に至る過程において時間がかかってしまいました。今回の反省を踏まえ、今後のハラスメント対応のあり方を今一度検証し、初め対応窓口職員を複数体制とするなど、改善に努めて参ります。